

(付表)

平成27年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	1	1	-	-	1	1	物件使用料債権 1
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	557	43,952	557	43,952	公共事業費受益者等負担金債権 33,608
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分 の停止）	-	-	8	43,848	8	43,848	物件使用料債権 43,848
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし 消滅）	-	-	88	74,252	88	74,252	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効 が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	68	47,615	68	47,615	利得償還金債権 42,220
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算 が終了）	-	-	11	24,028	11	24,028	損害賠償金債権 23,888
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死 亡後債務について限定承認があった場合 において、相続財産の価額が強制執行費用 等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等 の規定により債務者が免責）	-	-	9	2,608	9	2,608	公共事業費受益者等負担金債権 1,774 利息債権 819
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在 について法律上争いがある場合において、 法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成28年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	1	1	-	-	1	1	物件使用料債権 1
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	442	49,295	442	49,295	公共事業費受益者等 負担金債権 37,782
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分 of 停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	16	55,143	16	55,143	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	11	41,789	11	41,789	利得償還金債権 38,696
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	3	7,457	3	7,457	損害賠償金債権 6,363
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	1	4,806	1	4,806	公共事業費受益者等 負担金債権 4,806
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	1	1,090	1	1,090	公共事業費受益者等 負担金債権 1,090
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成29年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	360	67,989	360	67,989	公共事業費受益者等 負担金債権 62,784
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	11	4,663	11	4,663	損害賠償金債権 3,674
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	11	4,663	11	4,663	損害賠償金債権 3,674
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	